

6 輸国第 278 号－1
6 水 漁 第 256 号
令和 6 年 6 月 24 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県水産主務課長
輸出対策協議会

殿

農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)
水 産 庁 長 官
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の
一部改正について

我が国から EU 向けに輸出される水産製品について発行する漁獲証明書及び加工証明書については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙 EU-S2「英国及び欧州連合向け輸出水産製品の漁獲証明書及び加工証明書の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、漁獲証明書及び加工証明書の申請に必要な書類の簡素化のため、手続規程の別紙 EU-S2 について下記のとおり一部改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくをお願いします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 漁獲証明書の申請に必要な添付書類の簡素化
- 2 加工証明書の申請に必要な添付書類の簡素化
- 3 その他、所要の改正

以上